

■改定内容（改定日：2026年5月27日（水曜））

「5G SA」利用規約（[5G SA 利用規約](#)）のうち、以下の項目を改定いたします。

（注）下線を付した箇所が改正部分です。

改定前	改定後
<p>第3条（本サービスの内容等）</p> <p>(1)本サービスは、次の各号に掲げる機能を提供することを内容とし、その詳細は、本サービスサイト上に定めるとおりとします。なお、対応端末の種別、対応SIM 種別、サービス契約者の契約状態、サービス利用エリア、ソフトウェアバージョン等によっては、利用できる機能に制限がある場合があります。</p>	<p>第3条（本サービスの内容等）</p> <p>(1)本サービスは、次の各号に掲げる機能を提供することを内容とし、その詳細は、本サービスサイト上に定めるとおりとします。なお、対応端末の種別、対応SIM 種別、サービス契約者の契約状態、サービス利用エリア、ソフトウェアバージョン、<u>端末設定等</u>によっては、利用できる機能に制限がある場合があります。</p>
<p>第4条（利用契約の成立）</p> <p>(1)本サービスの利用を希望する5G 契約者等（以下「申込者」といいます。）は、本規約等の内容に同意のうえ、当社所定の方法により、利用契約の申込みを行うものとします。なお、申込者が未成年者又は利用契約の締結にその保佐人若しくはその補助人の同意を要する旨の家庭裁判所の審判を受けている被保佐人若しくは被補助人である場合は、利用契約の申込みについてそれぞれ法定代理人（親権者又は未成年後見人）又は保佐人若しくは補助人の事前の同意を得るものとします。ただし、対象料金プラン（提供条件書「料金プラン（ドコモ MAX）」に規定するドコモ MAX、提供条件書「料金プラン（ドコモ ポイ活 MAX）」に規定するドコモ ポイ活 MAX、提供条件書「料金プラン（ドコモ ポイ活 20）」に規定するドコモ ポイ活 20、提供条件書「料金プラン（ドコモ mini）」に規定するドコモ mini、提供条件書「料金プラン（eximo ポイ活）」に規定する eximo ポイ活、提供条件書「料金プラン（eximo）」に規定する eximo、提供条件書「料金プラン（irumo）」に規定する irumo（0.5GB は除く）、提供条件書「料金プラン（5G ギガホ プレミア/ギガホ プレミア）」に規定する 5G ギガホ プレミア、提供条件書「料金プラン（U15 はじめてスマホプラン）」に規定する <u>U15 はじめてスマホプラン（5GB）</u>、提供条件書「料金プラン（はじめてスマホプラン）」に規定する <u>はじめてスマホプラン（5G）</u>、提供条件書「料金プラン（ahamo）」に規定する <u>ahamo</u>、提供条件書「料金プラン（5G ギガホ等）」に規定する <u>5G ギガライト</u>若しくは <u>5G データプラス</u>、提供条件書「料金プラン（ドコモ Biz データ</p>	<p>第4条（利用契約の成立）</p> <p>(1)本サービスの利用を希望する5G 契約者等（以下「申込者」といいます。）は、本規約等の内容に同意のうえ、当社所定の方法により、利用契約の申込みを行うものとします。なお、申込者が未成年者又は利用契約の締結にその保佐人若しくはその補助人の同意を要する旨の家庭裁判所の審判を受けている被保佐人若しくは被補助人である場合は、利用契約の申込みについてそれぞれ法定代理人（親権者又は未成年後見人）又は保佐人若しくは補助人の事前の同意を得るものとします。ただし、対象料金プラン（提供条件書「料金プラン（ドコモ MAX）」に規定するドコモ MAX、提供条件書「料金プラン（ドコモ ポイ活 MAX）」に規定するドコモ ポイ活 MAX、提供条件書「料金プラン（ドコモ ポイ活 20）」に規定するドコモ ポイ活 20、提供条件書「料金プラン（ドコモ mini）」に規定するドコモ mini、提供条件書「料金プラン（eximo ポイ活）」に規定する eximo ポイ活、提供条件書「料金プラン（eximo）」に規定する eximo、提供条件書「料金プラン（irumo）」に規定する irumo（0.5GB は除く）、提供条件書「料金プラン（5G ギガホ プレミア/ギガホ プレミア）」に規定する 5G ギガホ プレミア、提供条件書「料金プラン（U15 はじめてスマホプラン）」に規定する <u>(5G) U15 はじめてスマホプラン（5GB）</u> および <u>(5G) U15 はじめてスマホプラン（10GB）</u>、提供条件書「料金プラン（はじめてスマホプラン）」に規定する <u>はじめてスマホプラン（5G）</u>、提供条件書「料金プラン（ahamo）」に規定する <u>ahamo</u>、提供条件書「料金プラン（5G ギガホ等）」に規定する <u>5G ギガライト</u>若しくは <u>5G デー</u></p>

<p>無制限) 」に規定するドコモ Biz データ無制限、提供条件書「料金プラン (ドコモ Biz かけ放題) 」に規定するドコモ Biz かけ放題) 以外の料金プランにて 5G 契約等を締結している 5G 契約者等は、利用契約の申込みを行うことができません。</p>	<p>タプラス、提供条件書「料金プラン (ドコモ Biz データ無制限) 」に規定するドコモ Biz データ無制限、提供条件書「料金プラン (ドコモ Biz かけ放題) 」に規定するドコモ Biz かけ放題) 以外の料金プランにて 5G 契約等を締結している 5G 契約者等は、利用契約の申込みを行うことができません。</p>
<p>第 4 条 (利用契約の成立) (3)①申込みの内容に不備があり、若しくはその内容が事実と反しているとき、又はそのおそれがある<u>場合</u>と き。</p>	<p>第 4 条 (利用契約の成立) (3)①申込みの内容に不備があり、若しくはその内容が事実と反しているとき、又はそのおそれがあるとき。</p>
<p>第 6 条 (利用料金) (1)本サービスの利用に関わる料金 (以下「利用料金」といいます。) は、<u>月額 550 円 (税込) と</u> します。</p>	<p>第 6 条 (利用料金) (1)本サービスの利用に関わる料金 (以下「利用料金」といいます。) は、<u>無料</u>とします。</p>
<p>第 6 条 (利用料金) <u>(新設)</u></p>	<p>第 6 条 (利用料金) <u>(2) 当社が本サービスを有料サービスとして提供する場合は、有料サービスとして提供開始する時期及び利用料金等について第 14 条 (通知) に定めるサービス契約者への通知を行い、有料サービスとして提供する本サービスの申込みを新たに受け付けるものとします。なお、当社が指定する時期までに有料サービスとして提供する本サービスの申込みをしなかったサービス契約者については、有料サービスとして提供開始する時期をもって本サービスの利用契約を終了いたします。</u></p>
<p>第 6 条 (利用料金) <u>(2)サービス契約者は、毎月の利用料金を、契約約款に基づく 5G サービスの料金と併せて支払うものとします。なお、利用料金の請求方法及び支払方法については、本規約に別段の定めがある場合を除き、5G サービスの料金に関わる契約約款の定めを準用するものとします。</u></p>	<p>第 6 条 (利用料金) <u>(削除)</u></p>
<p>第 6 条 (利用料金) <u>(3)利用契約の成立日又は終了日が月の途中の場合であっても、当該成立日又は終了日が属する月は 1 か月分の利用料金が発生するものとします。</u></p>	<p>第 6 条 (利用料金) <u>(削除)</u></p>
<p>第 6 条 (利用料金) <u>(4)サービス契約者は、利用料金その他の当社に対する債務 (延滞利息を除きます) についてその支払期日を超過してもなお支払わない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、最大年 14.5% の割合で計算して得た額を延滞利息として第(2)項</u></p>	<p>第 6 条 (利用料金) <u>(削除)</u></p>

<p><u>に定める方法により支払うものとします。ただし、支払期日の翌日から起算して 15 日以内に支払があった場合は、延滞利息の支払を要しません。</u></p>	
<p>第 6 条 (利用料金) <u>(5)当社は、利用料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。</u></p>	<p>第 6 条 (利用料金) <u>(削除)</u></p>
<p>第 6 条 (利用料金) <u>(6)5G 契約等を締結しているサービス契約者は、当社が利用料金その他のサービス契約者に対する債権を当社が指定する第三者に譲渡することをあらかじめ承諾するものとします。</u></p>	<p>第 6 条 (利用料金) <u>(削除)</u></p>
<p>第 6 条 (利用料金) <u>(7)本サービスの利用にあたっては、契約約款及び当社が別途定める提供条件書に規定する通信料がかかります。</u></p>	<p>第 6 条 (利用料金) <u>(3)本サービスの利用にあたっては、契約約款及び当社が別途定める提供条件書に規定する通信料がかかります。</u></p>
<p>第 6 条 (利用料金) <u>(8)利用料金は、当社が別途定める提供条件書「ハートイ割引」に規定する各種サービスの月額使用料割引の対象外となります。</u></p>	<p>第 6 条 (利用料金) <u>(削除)</u></p>
<p>第 7 条 (個人情報) 当社は、本サービスの提供にあたり、申込者及びサービス契約者から取得する個人情報を、当社が別に定める「プライバシーポリシー」<https://www.nttdocomo.co.jp/utility/privacy/> (当社がその URL を変更した場合は、変更後の URL とします。) に掲げる目的で当該目的達成に必要な範囲で利用します。</p>	<p>第 7 条 (個人情報) 当社は、本サービスの提供にあたり、申込者及びサービス契約者から取得する個人情報を、当社が別に定める「プライバシーポリシー」<https://www.nttdocomo.ne.jp/utility/privacy/> (当社がその URL を変更した場合は、変更後の URL とします。) に掲げる目的で当該目的達成に必要な範囲で利用します。</p>
<p>第 13 条 (損害賠償の制限) <u>(2)前項の場合以外の場合において、当社がサービス契約者に対して損害賠償責任を負うときであっても、当社がサービス契約者に対して負う責任の範囲は、通常生ずべき直接の損害 (逸失利益を除きます。) に限られるものとし、かつ、本規約に定める本サービスの 1 か月分の料金額を上限とします。</u></p>	<p>第 13 条 (損害賠償の制限) <u>(2)前項の場合以外の場合において、当社がサービス契約者に対して損害賠償責任を負うときであっても、当社がサービス契約者に対して負う責任の範囲は、通常生ずべき直接の損害 (逸失利益を除きます。) に限られるものとし、かつ、サービス契約者が利用する契約約款に基づく 5G サービスの 1 か月分の基本使用料相当額を上限とします。</u></p>
<p>第 15 条 <u>(無料キャンペーン)</u> <u>(1)第 6 条第(1)項の定めにかかわらず、当社は、利用料金を無料とするキャンペーンを実施するものとします。なお、当該キャンペーンを終了する場合、当社は、キャンペーン終了の 1 か月前までに当社所定の方法によりサービス契約者に対して周知する</u></p>	<p>第 15 条 <u>(削除)</u></p>

<p><u>ものとしします。</u></p> <p><u>(2)前項に定めるキャンペーンの実施期間中であつても、第 13 条第(2)項の「本規約に定める本サービスの 1 か月分の料金額」は、第 6 条第(1)項に定める利用料金額を指すものとしします。</u></p>	
<p><u>第 16 条 (残存効)</u></p> <p>利用契約が終了した後も、第 7 条 (個人情報)、第 13 条 (損害賠償の制限)、本条及び第 18 条 (契約約款の適用) の定めはなお有効に存続するものとしします。</p>	<p><u>第 15 条 (残存効)</u></p> <p>利用契約が終了した後も、第 7 条 (個人情報)、第 13 条 (損害賠償の制限)、本条及び第 17 条 (契約約款の適用) の定めはなお有効に存続するものとしします。</p>
<p><u>第 17 条 (規約の変更)</u></p> <p>当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめサービス契約者に周知することにより、本規約を変更することができるものとしします。なお、本規約が変更された場合は、変更日以降当該変更後の本規約が適用されます。</p> <p>①本規約の変更が、サービス契約者の一般の利益に適合するとき</p> <p>②本規約の変更が、利用契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更にかかる事情に照らして合理的なものであるとき</p>	<p><u>第 16 条 (規約の変更)</u></p> <p>当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめサービス契約者に周知することにより、本規約を変更することができるものとしします。なお、本規約が変更された場合は、変更日以降当該変更後の本規約が適用されます。</p> <p>①本規約の変更が、サービス契約者の一般の利益に適合するとき</p> <p>②本規約の変更が、利用契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更にかかる事情に照らして合理的なものであるとき</p>
<p><u>第 18 条 (契約約款の適用)</u></p> <p>本サービスの利用に関し、本規約に定めのない事項については、契約約款の定めが適用されるものとしします。</p>	<p><u>第 17 条 (契約約款の適用)</u></p> <p>本サービスの利用に関し、本規約に定めのない事項については、契約約款の定めが適用されるものとしします。</p>
<p>附則 (2022 年 8 月 24 日)</p> <p>本規約は、2022 年 8 月 24 日から実施します。</p>	<p>附則 (2022 年 8 月 24 日)</p> <p>本規約は、2022 年 8 月 24 日から実施します。</p> <p><u>附則 (2026 年 5 月 27 日)</u></p> <p><u>この改定規約は、2026 年 5 月 27 日から実施し</u> <u>ます。</u></p>